

保存樹木等の保全と維持管理について

保存樹木等の指定にあたっては、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第15条第1項により、健全でかつ樹容が景観上特に優れていることが基準のひとつとなっております。

保存樹木等の所有者におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、引き続き保存樹木等の保全と適切な維持管理に努めてくださいますようお願い申し上げます。

維持管理についてのお願い

- 近年、台風や豪雨災害等により、保存樹木等が道路や第三者の財産等に損害を与えるケースが発生しております。日ごろから隣接地や道路への越境がないかご確認いただき、落葉、枯損等、樹木が適正な環境を保てるよう、所有者の責任において適切な維持管理をお願いいたします。
- 本市では、上記のようなケースにおいて、保存樹木等の所有者が法律上の責任を負う場合に適用される賠償責任保険に加入しています。保険の適用には諸条件がありますので、事案が発生した際はみどり保全課までご相談ください。
- 保存樹木等の維持管理を目的とした樹木等の剪定や間伐については、所有者の判断において適宜実施してください。（市への届出等は必要ありません。）

「藤沢市危険木伐採等補助金」制度について（保存樹林）

- 令和8年度より、保存樹林の良好な状態を保持し、台風や強風等による危険木の倒木被害から市民の生命及び財産を守り、道路交通の安全の確保などを図ることを目的とした、新たな補助金制度を創設いたしました。

詳細については、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/fujisawashikikenbokubattsai.html>

ご案内

●樹木剪定、生垣刈込、草刈等の事業者について

藤沢市緑化事業協同組合、公益財団法人藤沢市まちづくり協会シルバー人材センター等がございます。

①藤沢市緑化事業協同組合

市内に事務所を置く造園業者等で構成する組合で、要望に応じてお近くの造園業者を紹介します。依頼にかかる料金は、受託する業者により異なります。

申込先：藤沢市緑化事業協同組合 TEL:0466-55-1811

②公益財団法人藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター

保存樹木の手入れや清掃等の業務を受け付けています。概ね高さ4m以下の植木の剪定、草刈、除草、清掃等の軽易な作業を依頼できます。

申込先：シルバー人材センター TEL:0466-27-1100

樹木の手入れ方法等について

- 藤沢市長久保公園都市緑化植物園の「みどりの相談コーナー」では、みどりに関する様々な知識・経験をもつ相談員が、皆さまの問合せに対応しています。樹木の手入れ方法等について質問がありましたら、お気軽にお尋ねください。

※長久保公園都市緑化植物園については、ホームページをご覧ください。

<https://nagakubokouen.jp/>

近隣の優れた樹木等をご紹介します

- 藤沢市では、近年保存樹木等の登録件数が減少傾向にあります。市内のみどりを保全していくために、お近くにまだ指定されていない優れた樹木等がございましたら、ぜひご紹介ください。

以 上